

議案 第188号

大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例案

大阪市海浜施設条例（昭和55年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「コスモスクエア海浜緑地 大阪市住之江区南港北1丁目及び南港北2丁目」

を

「コスモスクエア海浜緑地 大阪市住之江区南港北1丁目及び南港北2丁目

鶴浜緑地 大阪市大正区鶴町3丁目」

に改める。

第3条第4項中「コスモスクエア海浜緑地」を「コスモスクエア海浜緑地及び鶴浜緑地」に改める。

第4条に次の1項を加える。

4 鶴浜緑地の供用時間は、次のとおりとする。ただし、時宜により変更することがある。

(1) 運動場 午前7時から午後7時まで

(2) その他の施設 午前0時から午後12時まで

第4条の次に次の4条を加える。

(使用の許可)

第4条の2 鶴浜緑地の運動場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。

(使用許可の制限等)

第4条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。

(1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき

(2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき

(3) 管理上支障があるとき

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき

(5) その他市長が不適当と認めるとき

2 鶴浜緑地の運動場の使用は、引き続き7日を超えることができない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可の取消し等）

第4条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、鶴浜緑地の運動場の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は鶴浜緑地の運動場からの退場を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条の2の許可を受けたとき

(2) 前条第1項各号に定める事由が発生したとき

(3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

（意見の聴取）

第4条の5 市長は、必要があると認めるときは、第4条の3第1項第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聞くことができる。

第5条第2項中「コスモスクエア海浜緑地」を「コスモスクエア海浜緑地及び鶴浜緑地」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特別の設備）

第5条の2 鶴浜緑地の運動場に競技会、展示会その他これらに類する催しのため工作物その他の設備を設けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第5条の3 前条に規定する工作物その他の設備を設けた者は、使用後直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

第7条の2第4号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する」を削る。

第8条を次のように改める。

(使用料)

第8条 第4条の2の許可を受けた者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 第7条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

3 使用料の徴収方法は、市規則で定める。

第8条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第8条の2 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第9条第1号中「使用者」を「第4条の2又は第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に、「第7条第1項」を「第4条の2又は第7条第1項」に改め、同条第3号中「第7条第1項」を「第4条の2又は第7条第1項」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第8条関係）

種 別	使 用 料
鶴浜緑地運動場	1回2時間までごとに 3,000円

附 則

この条例は、平成25年5月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

鶴浜緑地を設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市海浜施設条例（抄）

(設 置)

第1条 本市に港湾施設として、海浜施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
省 略	
コスモスクエア海浜緑地	省 略

鶴浜緑地 大阪市大正区鶴町3丁目

(休業日)

第3条 省 略

2 - 3 省 略

4 コスモスクエア海浜緑地及び鶴浜緑地は、無休とする。ただし、時宜により臨時の休業日を定めることがある。

(供用時間)

第4条 省 略

2 - 3 省 略

4 鶴浜緑地の供用時間は、次のとおりとする。ただし、時宜により変更することがある。

(1) 運動場 午前7時から午後7時まで

(2) その他の施設 午前0時から午後12時まで

(使用の許可)

第4条の2 鶴浜緑地の運動場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限等)

第4条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。

(1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき

(2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき

(3) 管理上支障があるとき

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき

(5) その他市長が不適当と認めるとき

2 鶴浜緑地の運動場の使用は、引き続き7日を超えることができない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第4条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、鶴浜緑地の運動場の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は鶴浜緑地の運動場からの退場を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第4条の2の許可を受けたとき
- (2) 前条第1項各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第4条の5 市長は、必要があると認めるときは、第4条の3第1項第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聞くことができる。

(入場の制限)

第5条 省 略

2 前項の規定は、コスモスクエア海浜緑地及び鶴浜緑地について準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(特別の設備)

第5条の2 鶴浜緑地の運動場に競技会、展示会その他これらに類する催しのため工作物その他の設備を設けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第5条の3 前条に規定する工作物その他の設備を設けた者は、使用後直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

(行為許可の制限)

第7条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(1)-(3) 省 略

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき

(5) 省 略

(使用料)

第8条 第4条の2の許可を受けた者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表_____に定める使用料を別表第2

納付しなければならない。

3 使用料の徴収方法は、市規則で定める。

(使用料の減免)

第8条の2 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することがある。

(1) 災害その他使用者

第4条の2又は第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）

責めに帰すことのできない特別の事由により第4条の2又は第7条第1項の許可に係る使用
ができなくなったとき

(2) 省 略

(3) 使用者が使用開始前に第4条の2又は第7条第1項の許可の取消しを申し出た場合において、市長がその理由を相当と認めてこれを取り消したとき

(4) 省 略

別表第1 省 略

別表 省 略
別表第2